

香川県報



第 36 号

平成 15 年

5月9日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

告示	○漁業共済契約の締結の申込みについての同意の成立	（水産課）	一
	●地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託	（港湾課）	
	○港湾施設の概要の公示（三件）	（ " " ）	二
	○道路の位置指定	（建築課）	
公告	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（二件）	（県民参画課）	
	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（二件）	（ " " ）	三
	○毒物劇物取扱者試験の実施	（薬務感染症対策課）	四
	○大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出	（経営支援課）	五
	人事委員会規則		
	●調整手当に関する規則の一部を改正する規則		六

告示

●香川県告示第二百八十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十五条第五項において準用する同法第一百五十五条の二第三項の規定により提出された特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第八十二条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十五年五月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

三豊郡仁尾町大字仁尾甲一八五番地一 大平 保利
 三豊郡仁尾町大字仁尾丁二六九番地 小山 栄一郎
 三豊郡仁尾町大字仁尾丁一〇七八番地 有限会社藤田水産
 代表取締役 藤田勝太郎

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
 二号仁尾町区域
 機船船びき網漁業

二一 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名
 観音寺市瀬戸町一丁目八番六号 有限会社目勝水産
 代表取締役 白川文則

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
 二号観音寺区域
 観音寺市瀬戸町一丁目一四番一号 武内 定義

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
 二号観音寺区域
 機船船びき網漁業

三一 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名
 観音寺市伊吹町一七四五番地 田尻水産有限会社
 代表取締役 真鍋謙二

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
 観音寺市伊吹町一七五二番地二 有限会社富士大水産
 代表取締役 大川富成

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
 二号伊吹区域
 機船船びき網漁業

●香川県告示第二百八十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、平成十五年四月一日から、次の者に高松港玉藻地区ハーバープロムナード第一駐車場、港湾緑地第二駐車場及び港湾緑地第三駐車場使用料の収納事務を委託した。

平成十五年五月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 名称 財団法人サンポート財団

二 住所 高松市サンポート一番一号

●香川県告示第二百八十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定に基づき、次のとおり港湾施設の概要を公示する。

平成十五年五月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 港湾施設の種類

港湾環境整備施設（その他施設）

二 名称

港湾緑地第二駐車場

三 位置

高松市浜ノ町一番二五九

四 数量

1 総面積 一、六三〇・五平方メートル（内駐輪場一三七・三平方メートル）

2 収容台数 普通車五〇台及び自転車一〇〇台

●香川県告示第二百八十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定に基づき、次のとおり港湾施設の概要を公示する。

平成十五年五月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 港湾施設の種類

港湾環境整備施設（その他施設）

二 名称

港湾緑地第三駐車場

三 位置

高松市浜ノ町三三三番六

四 数量

1 総面積 一、九四〇平方メートル

2 収容台数 大型自動車（バス）一〇台

●香川県告示第二百八十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定に基づき、次のとおり港湾施設の概要を公示する。

平成十五年五月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 港湾施設の種類

港湾環境整備施設（その他施設）

二 名称

玉藻地区客船乗り場南駐輪場

三 位置

高松市玉藻町六三番一

四 数量

1 総面積 八四二平方メートル

2 収容台数 自転車二九三台及びバイク五二台

●香川県告示第二百九十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年五月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 建築指道 第一号

二 指定 年月日 平成十五年五月一日

三 指定道路の位置 香川郡香川町大字浅野字西立石一三二一―三及び一三二一―三七

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル、四・一二メートル

延長 二五・三四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第三百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利

活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年六月二十八日まで縦覧に供する。

平成十五年五月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十五年四月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人屋島やすらぎ

平畑 千重子

高松市屋島東町一四一四番地

三 定款に記載された目的

本会は、人口の高齢化が急速に進展する中であって、高齢者や障害者などが、地域社会の中で豊で住みよくするために福祉活動に関する事業を行い、福祉の増進と町づくりの推進に寄与することを目的とする。

●香川県公告第三百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年六月三十日まで縦覧に供する。

平成十五年五月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十五年四月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人中讃丸亀センター

土居 寛子

普通寺市原田町一三四四番地二

三 定款に記載された目的

本法人は、人口の高齢化が急速に進展する社会情勢の中にあって、地域社会を豊かで住みよくするため、高齢者や障害者などに愛・忍耐・技術をもって福祉活動に関する事業を行い、福祉の充実した町づくりの推進に寄与することを目的とする。

●香川県公告第三百十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年六月二十五日まで縦覧に供する。

平成十五年五月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十五年四月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人転倒予防を考える会

平野 祐一

綾歌郡綾歌町岡田西二〇〇一番地一九

三 定款に記載された目的

本法人は、寝たきりの主たる原因である転倒に関し、医療、食事、運動、住宅、生活環境、介護等幅広い分野にて調査・研究を行い、高齢者を含め地域のすべての人々に転倒及び介護予防の重要性の普及活動を行い、高齢化がますます進展する中での財政の圧迫を防ぐと共に、人々が生涯にわたって心身共に健やかに楽しく暮らせる社会の構築を図ることを目的とする。

●香川県公告第三百十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年六月三十日まで縦覧に供する。

平成十五年五月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十五年四月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人にこにこ三豊

汐見 美根子

三 豊郡高瀬町大字上高瀬一五〇三番地二

三 定款に記載された目的

本会は、人口の高齢者が急速に進展する中であって、高齢者や障害者などに、愛・忍耐・技術のもと、地域社会を豊かで住みよくするための福祉活動に関する事業を行い、福祉の増進と町づくりの推進に寄与することを目的とする。

●香川県公告第三百十二号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）第八条第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成十五年五月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験の日時、場所及び試験科目

1 日時

平成十五年八月三日（日曜日）午前十時から正午まで

2 場所

高松市番町三丁目一番一号 香川県立高松高等学校

3 試験科目

(一) 筆記試験

(1) 毒物及び劇物に関する法規

(2) 基礎化学

(3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(二) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法（実地試験は、記述式の方法による。）

二 受験願書の提出先

1 県内居住者 香川県東讃保健福祉事務所衛生課、香川県西讃保健福祉事務所衛生課、香川県小豆総合事務所衛生課、香川県中讃保健所衛生課、香川県中讃保健所坂出支所衛生課又は香川県中讃保健所琴平支所衛生課

2 県外居住者 高松市番町四丁目一番一〇号（郵便番号七六〇—八五七〇）香川県健康福祉部薬務感染症対策課

三 受験願書の受付期間

平成十五年六月九日（月曜日）から同月二十三日（月曜日）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

郵便等による送付による場合は、平成十五年六月二十三日までの消印（これに準ずるものを含む。）があるものに限り受け付ける。

四 提出書類及び受験手数料

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 添付書類

(1) 戸籍抄本

(2) 写真一枚（出願前六月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦六センチメートル×横五センチメートルのもので、その裏面に氏名及び生年月日を記入したものを。）

2 受験手数料

(一) 金額 一〇、五〇〇円

(二) 納付方法

一〇、五〇〇円に相当する額の香川県証紙を受験願書の所定の位置にはり付けて納付すること。ただし、香川県証紙が著しく汚損し、又は消印したものは無効とする。

なお、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵便等による送付により受験願書を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面一〇、五〇〇円の郵便為

替を同封することによる納付を認める。

五 合格者の発表

平成十五年八月二十二日（金曜日）午前十時に香川県庁の掲示板に掲示して発表するとともに、合格者に通知する。

六 その他

詳細については、次に問い合わせること。

- 1 香川県東讃保健福祉事務所衛生課（電話番号〇八七―八三一―一五三二）
- 2 香川県西讃保健福祉事務所衛生課（電話番号〇八七五―二五―三〇八二）
- 3 香川県小豆総合事務所衛生課（電話番号〇八七九―六二―一三三七三）
- 4 香川県中讃保健所衛生課（電話番号〇八七七―二三―四一五一）
- 5 香川県中讃保健所坂出支所衛生課（電話番号〇八七七―四六―〇二五〇）
- 6 香川県中讃保健所琴平支所衛生課（電話番号〇八七七―七三―三二五四）
- 7 香川県健康福祉部薬務感染症対策課（電話番号〇八七―八三二―三二九九）

●香川県公告第三百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年五月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
西村ジョイ株式会社
高松市成合町八九一番地一
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
西村ジョイ成合店
高松市成合町八一二番地一ほか
- 3 変更しようとする事項
（一）大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 六、六二六平方メートル

変更後 一一、六七九平方メートル

（二）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- （1）駐車場の位置及び収容台数

変更前 位 置 別図のとおり
収容台数 二五八台

変更後 位 置 別図のとおり
収容台数 四三四台

（2）駐輪場の位置及び収容台数

変更前 位 置 別図のとおり
収容台数 一二台

変更後 位 置 別図のとおり
収容台数 四五台

（3）廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 別図のとおり
容量 一二立方メートル

変更後 位置 別図のとおり
容量 二八立方メートル

（三）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

（1）大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後七時三十分

変更後 午後八時

（2）来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前七時三十分から午後八時まで

変更後 午前七時三十分から午後八時三十分まで

（3）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 数 一箇所

変更後 位置 別図のとおり

変更前 位置 別図のとおり

変更後 数 二箇所

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更年月日

平成十五年十二月二十六日

二 届出年月日

平成十五年四月二十五日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工家政課

2 縦覧期間

平成十五年五月九日（金曜日）から同年九月九日（火曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十五年九月九日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工家政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

平成十五年五月九日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

人事委員会規則

調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年五月九日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第十四号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則（昭和四十五年香川県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成九年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間は」を「当分の間」に改め、附則第三項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第二項の規定は、平成十四年四月一日から適用する。